

令和 5 年第 2 回

十和田地域広域事務組合議会
定例会会議録

令和 5 年第 2 回定例会会議録目次

令和 5 年 1 1 月 2 1 日（火曜日）

○ 議事日程第 1 号	3
○ 本日の会議に付した事件	4
○ 出席議員	4
○ 欠席議員	4
○ 説明のため出席した者	4
○ 職務のため出席した事務局職員	5
○ 開 会	6
○ 日程第 1 議席の指定	6
○ 日程第 2 会議録署名議員の指名	6
○ 日程第 3 会期の決定	6
○ 日程第 4 諸般の報告	6
○ 日程第 5 一般質問	6
○ 日程第 6 認定第 1 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第 2 4 議案第 2 5 号 十和田地域広域事務組合火葬場の指定管理者の指定について	2 3
○ 日程第 6 認定第 1 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	2 7
○ 日程第 7 認定第 2 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について	2 7
○ 日程第 8 認定第 3 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について	2 8
○ 日程第 9 認定第 4 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について	2 8
○ 日程第 1 0 認定第 5 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計歳入歳出決算の認定について	2 8
○ 日程第 1 1 認定第 6 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について	2 9
○ 日程第 1 2 認定第 7 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2 9
○ 日程第 1 3 認定第 8 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について	3 0
○ 日程第 1 4 報告第 2 号 専決処分の報告について	3 0
○ 日程第 1 5 報告第 3 号 専決処分の報告について	3 1
○ 日程第 1 6 議案第 1 7 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第 2 号）	3 1
○ 日程第 1 7 議案第 1 8 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第 2 号）	3 2

○ 日程第 18 議案第 19 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合学校給食 特別会計補正予算（第 2 号）	3 2
○ 日程第 19 議案第 20 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合衛生特別 会計補正予算（第 1 号）	3 3
○ 日程第 20 議案第 21 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合火葬特別 会計補正予算（第 1 号）	3 3
○ 日程第 21 議案第 22 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合十和田市 消防団事務受託事業特別会計補正予算（第 1 号）	3 4
○ 日程第 22 議案第 23 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合消防通信 指令事務協議会特別会計補正予算（第 1 号）	3 4
○ 日程第 23 議案第 24 号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部 を改正する条例の制定について	3 4
○ 日程第 24 議案第 25 号 十和田地域広域事務組合火葬場の指定管理者 の指定について	3 5
○ 閉 会	3 5

令和 5 年第 2 回十和田地域広域事務組合議会定例会議決結果表

開会 令和 5 年 1 1 月 2 1 日

閉会 令和 5 年 1 1 月 2 1 日

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
認定第 1 号	令和 4 年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	令和 5 年 11月21日	認 定
認定第 2 号	令和 4 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 3 号	令和 4 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 4 号	令和 4 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 5 号	令和 4 年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 6 号	令和 4 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 7 号	令和 4 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第 8 号	令和 4 年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
報告第 2 号 専決第 2 号	専決処分の報告について 令和 5 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第 1 号）	〃	承 認
報告第 3 号 専決第 3 号	専決処分の報告について 令和 5 年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）	〃	〃
議案第17号	令和 5 年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第 2 号）	〃	原案可決
議案第18号	令和 5 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃
議案第19号	令和 5 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃
議案第20号	令和 5 年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計補正予算（第 1 号）	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第21号	令和5年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算（第1号）	令和5年 11月21日	原案可決
議案第22号	令和5年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案第23号	令和5年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案第24号	十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第25号	十和田地域広域事務組合火葬場の指定管理者の指定について	〃	〃

議事日程第 1 号

令和 5 年 1 1 月 2 1 日（火）午前 1 0 時 3 0 分開議

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 諸般の報告

第 5 一般質問

第 6 認定第 1 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

第 7 認定第 2 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 認定第 3 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9 認定第 4 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について

第 1 0 認定第 5 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計歳入歳出決算の認定について

第 1 1 認定第 6 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について

第 1 2 認定第 7 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 1 3 認定第 8 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について

第 1 4 報告第 2 号 専決処分の報告について

専決第 2 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 5 報告第 3 号 専決処分の報告について

専決第 3 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

第 1 6 議案第 1 7 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第 2 号）

第 1 7 議案第 1 8 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第 2 号）

第 1 8 議案第 1 9 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第 2 号）

第 1 9 議案第 2 0 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計補正予算（第 1 号）

第 2 0 議案第 2 1 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算（第 1 号）

第 2 1 議案第 2 2 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 第 2 2 議案第 2 3 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 3 議案第 2 4 号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 4 議案第 2 5 号 十和田地域広域事務組合火葬場の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（14 名）

1 番	太 田 正 幸
2 番	笹 渕 峰 尚
3 番	高 坂 茂
4 番	川 村 重 光
6 番	木 村 忠 一
7 番	氣 田 量 子
8 番	江 渡 信 貴
9 番	山 本 実
10 番	苔米地 繁 雄
11 番	尾 形 裕 之
12 番	才 神 幸 男
13 番	工 藤 正 廣
14 番	戸 来 伝
15 番	小 川 洋 平

欠席議員（1 名）

5 番 澤 上 訓

説明のため出席した者

管 理 者	小山田	久
副 管 理 者	吉 田	豊
副 管 理 者	若 宮 佳	一
副 管 理 者	北 舘 康	宏
事 務 局 長	白 山 利	明
消 防 長	寺 地 充	宏
次 長	川 村 博	秀

警 防 課 長	滝 澤 文 隆
予 防 課 長	山 崎 一 行
通 信 指 令 課 長	山 田 隆 行
十和田消防署長	川 村 宏 範
六 戸 消 防 署 長	氣 田 安 裕
十和田湖消防署長	三 浦 隆 一
会 計 管 理 者	越 田 守
監 査 委 員	久 保 光 造
監査委員事務局長	堰野端 節 子
教 育 長	丸 井 英 子
教 育 部 長	小 川 友 恵
教 育 総 務 課 長	乗 田 育 人
学校給食センター所長	下川原 昌 俊

職務のため出席した事務局職員

次 長	五十嵐 一 美
次 長 補 佐	角 浜 篤
次 長 補 佐	平 野 隆 志
次 長 補 佐	盛 田 均
施 設 係 長	舘 林 伸 吉
主 事	長谷地 恭 平

開 会

午前 10 時 30 分 開会

- 議長（小川洋平） 出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
- ただいまから令和 5 年 11 月 7 日告示招集されました令和 5 年第 2 回十和田地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めてまいります。

日程第 1 議席の指定

- 議長（小川洋平） 日程第 1、議席の指定を行います。
- このたび新たに新郷村からの選出議員となられました才神幸男議員の議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により 12 番に指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

- 議長（小川洋平） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、7 番氣田量子議員、8 番江渡信貴議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

- 議長（小川洋平） 日程第 3、会期の決定を議題とします。
- お諮りします。今定例会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。
- よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 4 諸般の報告

- 議長（小川洋平） 日程第 4、諸般の報告を行います。
- 常任委員の選任について報告します。このたび新郷村の選出議員となりました才神幸男議員は、委員会条例第 7 条の規定により民生常任委員に選任されております。
- 以上で諸般の報告を終わります。

日程第 5 一般質問

○議長（小川洋平） 日程第5、一般質問を行います。

質問は、通告順により議長において指名します。

それでは、指名いたします。

7番 氣田量子議員。

○7番（氣田量子） おはようございます。7番、十和田市議会選出の氣田量子でございます。議長よりお許しをいただきましたので、一般質問いたします。

なお、前任の議員の質問と重なっている部分も幾つかございますが、ご了承ください。よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問いたします。消防行政について。1、コロナ禍や異常気象による救急搬送困難事例について。救急車のサイレンを聞かない日がないのではと思うくらい、救急搬送が以前より多くなっていると感じます。コロナウイルス感染症が5類に移行しましたが、今なお感染拡大しています。また、今年の夏の猛暑により熱中症での救急搬送が昨年より多かったと聞いています。消防年報2022年版に救急搬送、65歳以上の方が66.1%、現場到達までは早くても、医療機関収容までに約40分と記載がございました。今年は、昨年以上の数字になるのではないのでしょうか。一分一秒を争う救急搬送、現場の皆様のご苦労は計り知れないのではと感謝の念に堪えません。

総務省消防庁によりますと、コロナウイルス感染症拡大の影響や熱中症での救急搬送の多さから、救急患者の搬送先が決まらない事案が全国で深刻化していると掲載がありました。当消防本部での救急搬送困難事例の現状、件数もありましたらお伺いいたします。

2、PA連携の利点について。住民の方から「救急車を呼んだら、消防車も来てびっくりした」との声があります。今さらながらではありますが、改めてどういう場合、PA連携になるのか、またPA連携の利点をお伺いいたします。

3、Net119の仕組み、登録件数、利用状況について。聴覚や発声、言語機能に障害のある方は、ファクスからの119番通報に限られていましたが、携帯電話やスマートフォンからの通報が可能になったと消防年報に記載がありました。質問するに当たり、十和田市、六戸町の広報紙に、前任議員の質問を受けて3年前に掲載になっていると伺い、改めて拝見した次第です。登録件数、利用状況についてお伺いいたします。

4、多言語通訳サービスの利用状況について。今年は、青森県にもインバウンド、観光客が戻ってまいりました。あちらこちらで見かけるようになりました。旅先で救急要請する場面も多々あると思います。21か国語に通訳できる多言語通訳サービスの利用状況についてお伺いいたします。

5、女性活躍推進法に基づいた女性消防吏員の現状について。女性消防吏員、一般的に言われる女性消防士は、東京消防庁や横浜市などの大都会に多く、東北では全部の消防本部もあるそうです。消防士という仕事は、危険で体力を必要とする災害現場での活動をイメージします。しかし、災害現場には女性や高齢者、子供など、男性ばかりではありません。災害現場や救急搬送時、女性消防士で安心したとの報道記事も拝見しました。私も同感です。安心を与えるためにも、もっと増えるといいのではと考えます。女性消防吏員採用の目標や今後の取組等をお伺いいたします。

次に、ごみ行政について。１、ごみ焼却炉の現状について。ごみ処理の責任、市町村にあります。一方で、住民は市町村の回収に協力する義務があります。これまででもごみ減量について様々な施策や周知を行っておりますが、焼却施設の老朽化は防ぎようがありません。一般に焼却炉の耐用年数は２０年と言われております。急に壊れた、使えないなどあると経費が増え、住民も大変に困ります。十和田地域広域事務組合の焼却施設は、現段階で何年ぐらい使用できるのでしょうか。建て直すのか、改修するのか、現段階のお答えをお伺いいたします。

２、ごみ袋の表記や形状等の変更等について。高齢者の方から「手が思うように握れずごみ袋を結びにくい」、また他市から転居してきた方は「取っ手が無いので結びにくい。取っ手がついた袋はないのですか」とのご相談も受けました。反対に、ごみ袋の値段が高くなったり、容量が少なくなるなら取っ手がなくてもいいとの意見もございます。様々な意見があると思います。アンケート調査をして不便を感じていることなど調査してはいかがでしょうか。ごみ袋の表記、燃えるごみを燃やすしかないごみとか、リサイクルや異物混入をさせないような表記に変える考えはないかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小川洋平） 管理者。

○管理者（小山田 久） おはようございます。氣田議員のご質問にお答えいたします。

私からは、ごみ焼却炉の現状についてお答えいたします。十和田ごみ焼却施設は、昭和６０年に完成し、稼働開始から３８年が経過しており、またごみ焼却炉は平成１４年に実施した大規模改修から２１年が経過しております。

当組合のごみ焼却炉は、耐用年数が２５年とされていることから、耐用年数上は残り４年間使用可能となりますが、老朽化が進行しているため、機能及び性能を維持するための修繕を毎年計画的に実施しております。あわせて、焼却炉の負担軽減のため、ピットに搬入されたごみを機械で水分を均一化し、急激な温度変化が少ない安定的な稼働にも努めております。

また、老朽化につきましては、現在事務局において建て直しや改修を含めた様々な方策を検討している段階であり、今年度はいずれの方策にしても必要となる地域計画の策定と建物の躯体調査を行っておりますので、今後はその結果をも踏まえ、できる限り早期に施策の方向づけをするよう努めてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、消防長等から答弁をさせます。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（寺地充宏） コロナ禍や異常気象による救急搬送困難事例についてお答えいたします。

救急搬送困難事例とは、救急隊が医療機関に傷病者の受入れを打診する照会の回数が４回以上で、かつ救急隊が現場に到着してから医療機関に向けて出発するまでの時間が３０分以上の場合が該当になります。

当消防本部の該当件数は、令和４年は救急出動件数２，９０７件のうち救急搬送困難事例が１１件あり、そのうち新型コロナウイルスの事例が３件でありました。令和５年は、１０月末現在で救急出動件数２，５９８件のうち搬送困難事例が８件で、うち新型コロナ

ナ感染症の事例は2件となっております。また、猛暑による熱中症の搬送困難事例は、令和4年、令和5年、いずれもありませんでした。当消防本部では、全国的に報道されている搬送困難事例が重なり、救急車が不在になるような事例は発生してございません。

次に、P A連携についてのご質問にお答えをいたします。P A連携とは、救急現場において迅速な救命活動と傷病者の搬送を行うため、救急隊と消防隊が同時に出動し、活動することです。出動件数は、令和4年は862件、令和5年は10月末現在で678件となっております。

119番通報内容から心肺停止など重篤な傷病者が予想される場合や、交通事故など現場活動の安全管理に障害が予測される場合など、救急隊だけでは活動困難な場合にP A連携出動をしております。通常救急隊は、隊員3名での活動が基本となっておりますが、消防隊が救急隊の活動を支援することで、安全で迅速な傷病者の搬送が可能となり、救命率の向上につながるものと考えております。

次に、N e t 1 1 9の登録件数、利用状況などについてお答えをいたします。N e t 1 1 9緊急通報システムは、聴覚、言語機能の障害などにより、音声による通報が困難な方がスマートフォンや携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な画面操作で素早く文字による119番通報ができるシステムであります。なお、このシステムを利用するためには事前の登録が必要となります。令和5年10月末現在のN e t 1 1 9の登録者数は、十和田市の方が6名、六戸町の方が1名の合計7名となっておりますが、これまで当消防本部管内でN e t 1 1 9を利用した方はございません。

次に、多言語通訳サービスについてのご質問にお答えいたします。多言語通訳サービスは、上十三消防指令センターが外国人からの119番通報を受けた際、契約している民間電話通訳サービスセンターへ電話をつなぎ、通報者と消防と通訳の3者間通話で同時通訳を行ってもらい、通報内容を正確に把握するためのものがございます。

当消防本部管内における過去5年間の利用状況につきましては、新型コロナウイルス感染拡大前の平成30年度は6回、国内で新型コロナウイルスが確認された令和元年度は1回、令和2年度及び令和3年度は利用がなく、令和4年度は1回となっております。

次に、女性消防職員についてのご質問にお答えいたします。当消防本部の目標とする女性職員数は、国の数値目標である組織吏員数の5%に当たる8名でございます。現在の当本部の女性職員の採用状況は1名でございます。女性職員は、各種災害時において女性の救急患者への対応や、子供や高齢者、災害時の要支援者など様々な状況にある多様な住民への対応力が向上し、よりよい住民サービスの提供が図られることと、加えまして組織の強化と活性化にもつながることから、その活躍が推進されているところでございます。

また、女性職員を増やすための取組状況でございますが、今年度から十和田消防PR活動プロジェクトチームというものが発足しまして、各小中学校や高校、さらには町内会などに出向きまして、救急関係や119番通報の仕方、また災害時の対応など消防業務全般と、また女性職員の活躍を紹介しております。実際にこの女性職員もプロジェクトチームに参加いたしまして、女性職員から見た消防業務の魅力ややりがいなども伝えておりまして好評を得ていることから、女性の受験者が増えまして採用に結びつけられ

るよう期待するものでございます。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（白山利明） ごみ袋の表記の変更についてのご質問にお答えいたします。

指定ごみ袋の表記は、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみのごみ区分と、ごみ処理行政管内の構成市町村名、事業所ごみは排出しないなどのごみ排出時の注意事項をごみ品目ごとにそれぞれ色分けし、指定ごみ袋に記載しております。この記載内容については、住民のごみの分別排出やリサイクルの推進を周知するため、構成市町村と協議を重ね、現在の表記となっているものです。

当組合といたしましては、氣田議員のお話しされた燃えるごみを燃やすしかないごみと表記の変更を行った自治体のごみ減量の効果を調査研究し、住民がごみの分別排出やリサイクルを推進しやすいような指定ごみ袋の表記方法を今後も継続して構成市町村と協議していきたいと考えております。

次に、指定ごみ袋の形状等の変更に関するアンケートについてのご質問にお答えいたします。当組合の指定ごみ袋の形状は、県内で多くの自治体が家庭ごみの排出容器として指定している平袋タイプを採用しております。議員からお話のありました取っ手つきのごみ袋につきましては、これまでに構成市町村担当課と採用の是非について協議してまいりました。取っ手やマチの加工に係る製造コスト増により、販売価格が平袋より高額になることや、取っ手つきごみ袋の隙間は他人がごみを入れやすくという住民トラブルが発生している他自治体の事例などを踏まえ、現在の指定ごみ袋の形状になっているものです。

当組合では、定期的に行っている構成市町村担当課との会議において、町内会や住民から直接いただいたご意見を共有し、指定ごみ袋の形状について協議していることから、指定ごみ袋の形状等に関するアンケートにつきましては現時点では実施する考えはございません。

以上です。

○議長（小川洋平） 氣田議員。

○7番（氣田量子） ご答弁ありがとうございます。順に再質問いたします。

増え続ける救急搬送、医療機関収容までの時間を短縮させるためにはどうすればよいのか。私は、救急医療情報キットを提案いたしまして、現在も配付しております。配付から約3年たちますが、いまだに知らない方もいらっしゃいます。ホームページ、広報紙を見ていない方、見ていても情報が残らない方、そんなの知らないになるのだなと最近つくづく感じております。

群馬県渋川市では、この情報キットの交付の際、その情報を消防本部に渡します。それを消防で電子化して、地図情報に落としてPDF化し、データベースに保管します。

119番受電時に指令が情報をその救急車内のタブレットに送信します。その情報を基にスムーズに搬送準備ができるそうでございます。また、札幌市消防局は、救急隊と医療機関が同時共有する新しいシステムを2024年2月に導入すると新聞報道がございました。また、小樽市や江別市でも実証実験が行われているそうです。このように救急搬送にDXを活用して救急搬送時間の短縮、また稼働率も向上しています。

当消防本部においてD Xを活用する考えとか、また取り組んでいくことなどありましたら伺いたします。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（寺地充宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

現場活動時間短縮のためには、迅速な傷病者情報の伝達及び共有は必要不可欠でございます。当消防本部では、医療機関の理解と協力を得まして、本年9月1日から各救急隊のスマートフォンや協力医療機関のタブレットに医療関係者用の情報共有アプリケーションを試験導入いたしまして、その効果を検証しているところでございます。このアプリケーションは、現場から医療機関に画像や動画を伝送することができまして、より正確な情報共有と円滑な収容依頼が可能になることで現場活動時間の短縮についての効果が期待されていることから、検証結果を踏まえながら導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 氣田議員。

○7番（氣田量子） ありがとうございます。アプリの試験導入ということで、搬送時間の短縮、稼働率が向上していくことをこれからも期待いたします。よろしくお願いいたします。

Net119について、対象者が約200人くらいと聞いておりました。そのうちの登録者が十和田が6名で、六戸が1名ということで、これは少ないと思うのですが、登録の必要はなくて、少ないならいいのですが、対象者には広報紙やホームページ以外にこの情報、直接伝わっているのか、分かりますでしょうか。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（寺地充宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

対象者には十和田市及び六戸町の福祉担当部署や、ろうあ協会などの関係団体のご協力をいただきまして、Net119について周知を図るとともに、各種広報紙などでお知らせしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 氣田議員。

○7番（氣田量子） 操作が難しいとか、スマートフォンではないという高齢者の方もいらっしゃると思うので、分からない方には操作の説明なども含めて、もう少し親切に説明する機会を設けてはいかかなと思いますので、要望いたします。

次に、女性消防吏員について。まず、この質問をしようと思ったのは、消防のホームページを見まして、女性消防士何人かなと思ひまして見ましたところ、なかなか数が出てこなくて、他のサイトからようやく人数、私が見たのは2名というふうに見ましたが、現在は当消防署には1名ということで、様々PRしている、また学校とかに訪問してのPR、大変素晴らしい取組だと思います。直接聞くことは、子供たちの心に残る、そういったふうに感じます。

それと、青森県の情報消防吏員活躍推進動画というのを拝見いたしました。とても分かりやすく、女性が活躍しているなというのが分かる動画でございますので、この動画を消防のホームページの中でワンクリックで見られるような、貼っていただけるよう

なことをしていただければ、ホームページを見た際にPRになるのではと思いますので、様々お金の面もあるかと思いますが、要望いたしまして、動画をワンクリックで見られるようにお願いしたいと思っています。

次に、ごみ焼却炉についてです。まだはっきり出ていないということでございますけれども、いずれにしてもごみの分別とか減量化、もっともっと住民の皆様にご協力いただかなければ、この焼却炉を長もちさせることは難しいと考えます。なぜ分別や減量化が必要なのかということを、PRを今より増やしていただいて、住民の皆様にも、いや、焼却炉大変なのだよということで、危機感を持っていただくことを共有してもらったほうがいいのではと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

氣田議員のおっしゃるとおり、PRも、ごみ減量化をすることによりごみ焼却施設の負担の軽減につながるというようなことも表記等することもちよっと検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（小川洋平） 氣田議員。

○7番（氣田量子） それと、アンケートについてなのですが、考えはないということでしたけれども、今ホームページ上で期間限定でアンケートを簡単にとることができるとしています。そのアンケートを取ることで、住民の皆様にごみの減量や分別に関して、このアンケートを通しての関心のきっかけ、これが周知にもつながっていくと思いますので、もう少しアンケートについても協議していただきたいと要望いたします。

最後に、コロナ禍やインフルエンザ蔓延、また猛暑の中など、任務に就いておられる職員の皆様に感謝と敬意を申し上げまして全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小川洋平） 以上で氣田量子議員の質問を終わります。

次に、14番戸来伝議員。

○14番（戸来 伝） おはようございます。前回に引き続いて質問をいたしますので、山田議員と私の質問の答弁書を見ながら原稿を作りましたので、間違ったらご指摘をしていただきながら答弁していただければありがたいなと思います。

十和田地域広域事務組合の令和4年度一般会計決算が計上されましたので、総務管理費について質問をいたします。今年の2月、私たちは令和3年度の決算を審査しました。その中で、私は働き方を取り上げました。そのポイントは、労働環境の改善です。OECDの報告によれば、日本の労働生産性は先進7か国で最下位で、長時間労働、精神的なストレスによる自殺、過労死などが問題なので、是正しなさいと勧告を受けています。

かつて私たち日本人は働くのが好きで、勤勉であることを誇りに思い、せっせと汗を流してきました。しかし、時代が変わり、今は労働者の健康が大事にされる社会です。労働日数、労働時間、職場環境、様々な休日や休暇など、多くの法律で労働者の権利が守られています。これらによって労働者が健康に働けて、職場の生産性が上がるのですから方向性としては素晴らしいことですが、さて、どうでしょう。

我が組合の実態については、1年前の定例会で山田洋子議員が取り上げ、この2月に

は私が取り上げました。かいつまんで言えば、事務局の時間外勤務が多過ぎるのではないかと案じてのことです。総務管理費における時間外勤務手当ですが、令和元年度は150万円で、令和2年度が136万円だったのが、令和3年度が285万円に跳ね上がりました。これを心配して私は一般質問をしました。令和3年度の285万円は、時間数で言えば916時間です。事務局で時間外勤務をする職員は4人ですが、時間数が多いのはこのうちの2人でした。

月別の時間表が分かっていますので、読み上げます。4月が107時間、5月が35時間、6月が19時間、7月が83時間、8月が54時間、9月が49時間、10月が63時間、11月が92時間、12月が68時間、1月が120時間、2月が153時間、3月が73時間。残業代は割増しになりますから職員の収入は増えるのですが、問題は職員自身の健康管理です。体は壊れていませんか、心は壊れませんか、家族は心配していませんか、局長や次長や同僚は案じませんか。

小山田久管理者は、次のように答弁をしました。時間外勤務は、原則として1か月45時間、1年につき306時間を超えないのが目安だ。長時間勤務になる職員に対しては、ストレスチェック制度を実施したり、職員の心身の健康状態を把握するよう管理者には努めさせているとのことでした。しかし、実際には先ほどの数字から推測するに、この目安をオーバーしていたのではないかと、そして今回の決算においても同じことが繰り返されていたのではないのでしょうか。

小山田管理者は、次のようにも言っています。1、職員の健康管理に配慮する、2、情報化の推進に努める、3、計画的な業務執行に努める、4、書類等の簡素化に努める、5、協力体制の整備に努める、6、事務の合理化にも努める、7、時間外勤務の縮減に努める。一つ一つはとても重要で当たり前ですが、簡単に改善できるとは思えません。それでも努力は、総力を挙げて取り組んだのですから、当然結果が表れていると思います。

我が組合の時間の勤務には、特定の2人の職員の時間数が多いことや、特定の月の時間数が多いことのほかに、休日の時間数が多いことに特徴があります。令和3年度は、平日は265時間ですが、休日は651時間でした。651時間ですよ。休日に出てきて8時間働くとしても81日です。

事務局長は、次のように答弁しています。手当は、総務係及び財政係でつけており、決算や予算の時期、職員の異動の時期、年末調整の時期などに多く発生している。それ以外にも職員の心身の状況等によって特定の職員に負担がかかることもある。実際に令和3年度では、ある職員の心身の状況等により特定の職員に職務の比重が大きくなった、そういう背景がありますという内容でした。特定の職員の調子が悪かったのも、別の職員がカバーをして時間外が多くなったから令和4年度は解消されると思いましたが、令和3年度の285万円に対し、令和4年度は245万円でした。これはどうしたことでしょう。どこが改善されて、どこがそのままなのか、しっかり説明してもらいたいものです。

2月の定例会で久保監査委員は、会計としては効率的な執行に努めており、健全に運営されていると認める。業務としては、経費の節減に努め、事務事業の合理化にも取り組んでいる、このように述べております。その後この時間外勤務に対して、監査委員が

指導したのでしょうか、私は疑問です。

また、北館副管理者は、令和３年度はある職員の体調不良を別の職員がカバーしたから時間外が増えた、令和４年度には給与システムの構築に担当職員が当たっているので増えている、令和５年度は時間外が減る予定だ、そのように答えており、さらに時間外勤務が多い職員は令和３年度と令和４年度は別の職員だとも答えております。

そこで、お聞きをいたします。まず、小山田管理者にお聞きをいたします。一つ、職員の健康管理にどう配慮しましたか。一つ、情報化の推進にどう努めましたか。一つ、計画的な業務執行にどう努めましたか。一つ、書類等の簡素化にどう努めましたか。一つ、協力体制の整備にどう努めましたか。一つ、事業の合理化にどう努めましたか。一つ、時間外勤務の縮減にどう努めましたか。

次に、北館副管理者にお聞きをします。一つ、令和４年度は給与システムの構築のため時間外が増えるとのことでしたが、その後そのために何時間発生しましたか。一つ、令和５年度は時間外が減るとのことでしたが、状況はどうですか。

次に、白山事務局長にお聞きをいたします。令和４年度の時間外勤務について、月別の時間数、平日と休日の時間数、時間外勤務が発生した職員の人数、名前は伏せた上で、一番多い職員の時間外勤務時間、２番目に多い職員の時間外勤務時間。

次に、久保監査委員にお聞きをいたします。時間外勤務の経費の節減について、事務事業の合理化について、どのように精査したのでしょうか。

以上で質問を終わります。

○議長（小川洋平） 管理者。

○管理者（小山田 久） 戸来議員のご質問にお答えいたします。

私からは、時間外勤務の在り方について総括的にお答えいたします。職員の時間外勤務の上限については、先ほど戸来議員のほうからもお話がありましたが、労働基準法等によりまして、原則として１か月間４５時間、１年につき３６０時間であり、しかしながら臨時的かつ特別な事情がなければ、これを超えることはできないということになっております。しかしながら、特定の時期などにおいては、やむを得ず時間外勤務を行わなければならない場合も生じますが、そういう場合は職員の心身の健康状態等を十分に把握し、また十分な休日を取るように、そのように事務局のほうには話しております。ご質問があった詳細につきましては、事務局長から答弁をさせます。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（白山利明） 一般会計における令和３年度及び令和４年度の時間外勤務の実態についてのご質問にお答えいたします。

令和３年度におきましては、体調不良により職務に支障が生じた職員がいたため、他の特定の職員の比重が大きくなり、時間外勤務が増大したものです。職員４人の時間外勤務は、平日で２６５時間、休日で６５１時間、合計９１６時間となっておりますが、このうち特定職員の時間外勤務は５９０時間となっております。

令和４年度におきましては、組合職員全員の給与支給事務のシステムを構築するため集中的に取り組んだことにより、給与システム構築担当職員の時間外勤務は５３３時間となっております、時間外勤務が増大したものであります。なお、職員４人の時間外勤務は、

平日で３３６時間、休日で４６３時間、合計７９９時間となっております。

全体的に令和４年度の時間外勤務は、令和３年度に比べ若干の減少となっております。ちなみに、令和５年度はこれらの特殊事情が解消されましたので、４月から１０月までの７か月間ですが、４人の時間外勤務は１２３時間となっており、令和３年度及び令和４年度に比べ休日の時間外勤務を含め、大幅に減少している状態にあります。

次に、職員の健康管理にどう配慮したか、その体制はということですが、事務局で健康診断の実施、ストレスチェックなどを行い、また業務分担の見直しなどを行い、疲労の軽減に努めたことにより、令和５年度は体調面を崩し、長期休暇を取得した職員はおりません。

情報化の推進にどう努めたのかということにつきましては、例えば財務会計処理などの業務の事務の流れを整備し、係内で共有できるように、気がついたものから順に処理することに努めました。その結果、係全員が順に対応できるようになり、事務の停滞が軽減されました。

計画的な業務遂行にどう努めたのかということにつきましては、係員の事務の状況を伝えることにより各担当の現在の状況を把握し、繁忙期に集中しないよう業務量の調整を行うことに努めました。スケジュールをより詳細にしたことにより、業務の前倒しを図り、時間外の減少につながったと思っております。

書類等の簡素化につきましては、例えば「紙媒体での提出」を「データでの提出」などが考えられますが、国、県への提出方法の指示等もあり、大きな変更はできませんでしたが、引き続き簡素化できるものがあれば努めてまいりたいと考えています。

協力体制の整備にどう努めたのかということにつきましては、体制ではありませんが、業務を行うに当たり、例えば決算書の作成に合わせ、早期に関係部署へ提出の協力を依頼し、時間に余裕を持って精査できるように努めたことにより時間外の減少につながりました。

事務の合理化にどう努めたのかということにつきましては、給与システムのマニュアル作成など事務処理を効率的に進めるため、令和４年度はマニュアル作成と併せ時間外が大幅に増加しましたが、マニュアルが完成したことにより令和５年度は給与に関する時間外が、１０月末現在ですが、令和３年度と比較して２０時間の減少となっており、国労働基準で定められている月４５時間を超える職員はありません。

時間外勤務の削減にどう努めたのかということにつきましては、先ほどご説明したとおり詳細な計画の業務遂行など見直しできることから着手しております。その結果、令和４年度の時間外が全体で７９９時間であるのに対し、令和５年度１０月末現在ではありますが、時間外は１２３時間、月平均７時間となっております。

令和４年度は、給与システム構築のため時間外勤務は増えるとのことだったが、何時発生したかということにつきましては、給与システムの構築は給与の支払い事務と並行して作業を行いました。そのため、正確な時間は算出できないことになっております。

令和５年度は、時間外勤務が減るということだったが、７か月間の状況はどうだったのかということにつきましては、給与支払い担当者の、令和５年度は１０月末現在となりますが、６８時間の時間外勤務となっており、昨年度給与システム担当者の５３３時間と比較して大幅に減少となっております。

令和4年度の時間外勤務について、月別の時間数、平日と休日の時間数については、令和4年度は4月が平日3時間、休日15時間、5月が平日19時間、休日ゼロ、6月、平日が46時間、休日が10時間、7月が平日19時間、休日ゼロ時間、8月が平日21時間、休日ゼロ時間、9月、平日28時間、休日12時間、10月が平日44時間、休日38時間、11月が平日32時間、休日163時間、12月が平日46時間、休日62時間、1月が平日27時間、休日が75時間、2月が平日22時間、休日が54時間、3月は平日が24時間、休日が30時間となっております。令和4年度の時間外勤務について、時間外勤務をした職員の人数につきましては4人となっております。

次に、令和4年度の時間外勤務について、一番多い職員と2番目に多い職員の時間数につきましては、一番多い職員の時間数は533時間、2番目に多い職員は228時間となっております。

以上です。

○議長（小川洋平） 監査委員。

○監査委員（久保光造） ご質問にお答えいたします。

令和4年度の決算においては、時間外勤務手当が245万629円で、前年度285万4,280円より約40万円の減となっております。しかしながら、前年度より減となっているものの、依然として時間外勤務が多い状況でしたので、決算審査時には確認を行っております。確認の方法としては、時間外勤務の実績に基づいて支給されているか、決裁者の決裁が適切にされているか等を時間外勤務命令簿及び復命簿で確認を行うことを行っております。また、増加した要因として聞き取りを行っておりまして、給与支払い事務のシステムを構築する業務に集中的に取り組んだためというふうな回答を得ております。

時間外勤務の縮減については、昨年度同様、決算審査時に業務の平準化や業務配分を工夫するなどして引き続き努めていただきたいという要望をしております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 局長からは、小まめに答弁をいただきました。私は、7項目に対して、どういうふうに改善したりというふうなのを渡しておりますが、そのようにできたということになれば高い評価をするのですが、結局令和3年、4年はこういうふうな、この前の答弁ではこういうふうな話を出していただいたが、ほとんど改善をされないままに高額な時間外が支給されている。令和5年度は、それで努めているから130時間ぐらいで終わっているような判断に受けられますが、そここのところで一つ一つ項目ごとに聞いていけばなのですが、今後もそういうことで努めていくという姿勢で変わらないかというのをご答弁願います。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまの質問にお答えいたします。

当局、事務局といたしましても、時間外勤務は減少させたいという気持ちは変わりませんので、今後もその姿勢、方針は変わりません。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 局長、私あえてこんなこと聞いた理由は、あなたは今局長の身分ですが、3年、4年は次長の立場なのです。これが何回も質問されて、私、今の7項目を出して、そういう方針でいきたいという答弁なのですが、結局在職中に起きたことなのです、280万とか二百何十万の時間外の支払いは。これは、やはり市民の貴い税金が支払われているわけなので、その辺のところの考え方は、もう一回ちょっと教えてください。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまの質問にお答えいたします。

確かに私は令和3年度、令和4年度、次長として在職しておりました。ですが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、令和3年度は令和3年度のご事情、令和4年度はまた別な事情、いろいろ重なりまして、時間数は増大したということは事実であります、その際の職員の健康等をいろいろ配慮し、長期休暇を取る職員、健康を害する職員がないということになりました。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 局長、長期休暇を取っている職員があつて、その人のために時間外させたと言っているのだけれども、私、開示請求してもらった書類の中でも、なかなか私判読できない、理解できないのがいっぱいあるわけ。これは、そういうふうな質問されたから、これを作成したのではないですか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

そのようなことを言われたから、この答弁をつくったかという質問だったかと思いますが、事実は事実、時間外を行った、この時間外数に、またこの手当の金額になったというのは事実ですので、事実に関して答弁しております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） そうのことだとすれば、私は開示請求してもらったの、なかなか判読できない、また時間外の全部やったのを見て、590時間なのだけれども、これはそれから拾っていろいろやれば間違いのない数字だと思うのですが、休日出たのは、これを見れば朝8時頃から5時頃までとあるけれども、私たちに情報を提供した人は夜の9時、10時まで電気ついているということなのです。ところが、これを見れば5時で大概是終わっているようにも見受けられるのです。その辺は間違いはないですか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまの質問にお答えいたします。

命令等では時間、始める前に事前に何時から何時までですのでというふうにして、実際の勤務時間が違うこともございます。職員の私用、事情だったりして、そのとおりの時間に時間外勤務をできないということもありますし、業務の量、それから期日までに間に合わせるためにやむを得ず長時間、夜遅くまで時間外勤務をしなければならないということがあります。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 今の答弁を解釈すれば、私が開示請求した文書は、これ改ざんしたのですか。これには8時から5時と書いているのです。何月何日の土曜日、日曜日、日にちまで入っております。あなたの話聞けば、遅くまで働いたこともあると言うのだけれども、だからこれ自体が私は、不正につくられたと言えば語弊があると思うのですが、私が開示請求したときから、そういうふうな手を加えてつくったものかと最初聞いているわけです。そうしたら、そんなことないと言っているけれども、今のあなたの答弁聞けば、遅くまでやったこともあると言うのだけれども、そうしたら私は開示請求した意味ないわけよ。その辺どう思いますか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のご質問についてですが、命令もたしか22時までの命令、復命、命令は確かに午後5時までの命令ということで決裁をしているのですが、復命時点では午後9時、21時とかという復命になっていることもございます。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 管理者、こういうふうな質問、押し問答的に質問する、答弁されるという感じですが、警備保障と契約しているわけでしょう。警備保障から事務局宛てに、例えばそういう報告書なんか朝何時に開いている、夜何時に終わったという日常の報告書とかというのはあるのでしょうか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

事務局ももちろん管理室等に警備を入れておりますので、セキュリティーカードを各職員が持って入るとき、入室時、退出時、それぞれデータが警備会社へ送られ、その集計を毎月の請求書とともに、こちらのほうに報告書が送られるということになっております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） そうしたら、警備システムの警備カードの閲覧はできますか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまの質問にお答えいたします。

今すぐ閲覧できるかどうかは、こちらのほうで今すぐお答えできない状況となっております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 閲覧できなかつたら、ちゃんと開示請求して、もう一回情報に供したいと思いますが、やっぱり私が思うには、いろいろな立場で、二百八十何万円という血税が支払われている根拠が、病欠のためとかという理由つけているのだけれども、私から言わせれば時間外、休日手当等にはそんなに仕事ぶりが、効果が現れていないような利用の仕方に見受けられるのです。いろいろ通報した人の、見た人の意見もそうな

のです。だから、その辺は警備会社のそういう、それをまた閲覧ないし開示請求をした
いなと思っております。

管理者、3年、4年は高額な時間外が支払われています。令和5年度は、今百三十何
時間だと言っているけれども、これはその2人といっても名前を出さないけれども、2
人、1人は上の部屋に行ったから時間外、あまりしていないのです。もう一人の情報シ
ステムした人は本庁のほうに来ているわけだから、時間外、終わったからこっちによこ
したかどうか分からないけれども、時間外に供しないでいると思っているだけのことな
のです、私は。私はそう思っている。だから、最初から人事の形ではやっぱり配置する
べきなのだ、こういうふうに高額な時間外支給される前に。その辺はどうですか。

○議長（小川洋平） 管理者。

○管理者（小山田 久） お答えします。

今最初からそういう人事配置ということですが、特に3年度は病気ということもあり
まして、そういったことで最初から、例えば人員の配置換え、私はできません。ただし、
4年度については、恐らく経費があれば解決策もできたと思うのですが、職員たちが自
分でやるということでしたので、それは職員でやるようにと。結果的に時間がかかって
しまったということは事実でございます。そういうこともありまして、今後こういうこ
とがないようにということで、先ほど局長のほうから答弁したとおりですが、しかしこ
れからの仕事でも突発的なこと、あるいはまた特別な事情があるかもしれませんし、そ
ういう場合はやむを得ず時間外勤務、いわゆるオーバーしても時間外勤務せざるを得な
い、そういうこともありますので、どうかそういうことも心に入れていただければあり
がたいと思います。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 管理者からは、一通りの差し障りのない答弁はいただいたので
すが、やはり結果はね3年度、4年度の結果は高額な時間外が支給されているというの
があるわけですから、令和5年度は私がさっき言ったように人事の絡みで時間外す
る職員がいないというのが、表れが百三十何時間だと思うのです。管理者、副管理者も、
あるいは局長も、そういう病気がちの人を何年もそこに置いて使うのではなくて、そ
ういう適材適所だとか、人事はそう言うだろうけれども、やっぱり病める人はそれなり
のところで、今は何も健康に働いているように感じているのだから、もっと早い形を取れ
ればいいなと思っております。

何といっても一、二年で局長とか課長とかと替わるので、そういうふうな体制はつく
れないと思うのですが、うそ、ごまかしがあつては私はならないと思うのです。だから、
局長にさっき言ったように開示請求しますので、手を加えないで、ちゃんとした形で私
たちに提供してください。そのことをお願いして終わります。

○議長（小川洋平） 以上で戸来伝議員の質問を終わります。

次に、1番太田正幸議員。

○1番（太田正幸） 1番太田正幸でございます。

質問に入る前に、本事務組合副管理者である吉田豊六戸町長におかれましては、1月
の町長選挙に出馬せず勇退され、後進に道を譲るというご決断と、平成8年から二十数

年間にわたり町勢発展のためにご尽力されましたことに、この場を借りて心から敬意を表したいと思います。大変お疲れさまでございました。

それでは、通告に従い質問させていただきます。先ほど来、氣田議員との重なる部分もございますが、よろしくお願いしたいと思います。

1 点目、ごみ処理についてです。十和田ごみ焼却施設では、構成市町村からのごみを毎日適切に焼却処分されておりますが、施設、特に焼却炉について老朽化していると思われる。今後将来にわたりごみ処理について支障がないか懸念しております。

そこで、質問いたします。施設、焼却炉自体の現状についてお聞かせください。

2 点目、搬入される可燃ごみの処理の現状についてお聞かせください。

3 点目、焼却炉は既に老朽化しているものと思いますが、今後の対策としてどのようなお考えかお聞かせください。

次に、消防に関連し、消防設備の構築に向けて質問いたします。消防水利とは、消火活動を行うに当たって必要な水を供給することにより、火災の早期鎮火につながるものです。水道の配水が行き渡っている地域では消火栓、また逆に行き渡っていない地域では防火水槽を備え、また河川やプールの水も活用している自治体もあるようです。今後火災が発生した際の早期鎮火と延焼防止につなげるためには、まずは消火用の水が必要なことはご周知のとおりです。今回は、防火水槽の管理についてお聞きいたします。

1 点目、設置基準等、消防水利の現状についてお聞かせください。

2 点目、防火水槽の維持管理はどのように行われているのかお聞かせください。

3 点目、経年劣化などの老朽化している防火水槽の現状についてお聞かせください。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（小川洋平） 管理者。

○管理者（小山田 久） 太田議員のご質問にお答えいたします。

私からは、消防水利の維持管理方法についてお答えいたします。令和5年4月1日現在、当消防本部管内では十和田市、六戸町合わせて消火栓が1,485基、防火水槽が371基設置されております。

この消防水利の維持管理につきましては、各消防署において春と秋の年2回点検を実施し、外観の異常をはじめ、消火栓については水の出具合など、防火水槽については水が減っていないかなど総合的に点検をしており、その点検結果は市及び町の担当部署へ報告し、必要に応じて対応することになっております。

その他のご質問につきましては、事務局長から答弁をさせます。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（白山利明） ごみ施設の現状についてお答えいたします。

先ほどの氣田議員のご質問にお答えしたとおり、ごみ焼却炉は大規模改修から21年経過しており、老朽化が進んでおります。このことから、ごみ焼却炉の機能及び性能維持のため、燃焼設備や排ガス設備、電気計装設備等の修繕を毎年計画的に実施しておりますが、修繕費は年々増加している状況でございます。また、更新が必要な設備が増えていることもあり、ごみ焼却炉の処理能力は低下している状況となっております。

次に、ごみ処理の現状についてお答えいたします。先ほどお答えしたとおり、ごみ焼

却炉の処理能力は低下しておりますが、ごみの処理につきましては搬入される可燃ごみの全量を当施設で焼却処理できております。

次に、ごみ焼却炉の老朽化対策についてのご質問にお答えいたします。先ほどの氣田議員のご質問にお答えしましたとおり、ごみ焼却炉の老朽化対策につきましては、現在事務局において建て直しや改修を含め、様々な方策を検討しているところでございます。今年度は、いずれの方策につきましても必要となる地域計画の策定と建物の躯体調査を行っておりますので、今後はその結果も判断材料に含め、できる限り早期に対策の方向づけをするよう努めてまいります。

以上です。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（寺地充宏） 消防水利の設置基準についてお答えいたします。

消火栓、防火水槽などの消防水利の設置基準は、消防関係法令によりまして常時貯水量40立方メートル以上、または取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有するものとされておりまして、半径100メートルから140メートル以内の間隔で設置するよう示されております。

次に、経年劣化などの老朽化している防火水槽の現状についてお答えいたします。漏水と思われる貯水量の減水が確認された防火水槽につきましては、今年10月の点検におきまして当消防本部管内で14基確認されております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） 答弁ありがとうございました。ごみの焼却炉については、先ほどありましたとおり能力は減少してきている、修繕費も年々増加しているという状況で、なかなか大変な状況なのかなと私は認識しました。今後例えば計画を立てるにして、先ほど来氣田議員からもお話ありましたとおり、行政側のごみの減量化、分別化等々を含めて、処理能力も現状維持とはならなくてもできるのかなという私は見立てをしておりますけれども、いずれにしても構成自治体と十分な協議をして、ある程度の中期的な方向づけを示していただきたいなと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、消防の水利、防火水槽の再質問をさせていただきます。維持管理のところで、各地域に消防団がございますけれども、消防団との例えば関わりがございましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（寺地充宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

日頃から消防団と連携いたしまして、消防水利の維持管理に努め、有事に備えております。これに加えて、冬期間はそれぞれの地区の消火栓や防火水槽の除雪をお願いしております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） 除雪をお願いしている。例えば除雪の器具だとか用具だとか、その辺は例えば各消防団で準備しているものなのか、もしくはこちらの消防のほうから貸与になっているものなのか、その辺お聞かせいただければと思ひます。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（寺地充宏） ただいまのご質問についてお答えいたします。

消防団へは除雪器具としての配備はしてございませんが、各屯所に配備しております
消防活動用のスコップなどを利用してもらっております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） ありがとうございます。

次に、老朽化対策のところ、防火水槽、先ほどの答弁であれば14基ですか、不要
なところがあるというような答弁の中で、例えば水漏れとかによる水位低下という現状
はありますか。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（寺地充宏） ただいまのご質問についてお答えいたします。

水位低下の状況につきましては、防火水槽の寸法は全て同じということではありませ
んの、防火水槽の深さを一概に申し上げることはできないのですが、おおむね2メー
トルから3メートルの深さになってございまして、水位の低下の状況につきましてはお
おむね20センチから50センチメートルの程度となっております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） 水位低下があるということは、単純に水がいざというとき、消火活
動の際に水がないという、完全にないという状況にはならないと思いますけれども、必
要な水がないというふうに思いますが、消火活動に影響はございませんでしょうか。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（寺地充宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

点検によって減水が確認された防火水槽には、消防車で貯水量を満水になるまで補充
しておりますので、消防活動に大きな支障は今のところございません。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） 消防車で水位低下の防火水槽への補給はどのように行われるもので
しょうか。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（寺地充宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

消防車で水の補充は、十和田消防署に配備しております10トンの水を積載した水
槽車のタンクから直接給水しております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） 水槽車で直接給水という、それは定期的にといいことでよろしいで
しょうか。例えば年に何回とか、週に何回とか、頻度はどのぐらいなのかお聞かせくだ
さい。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（寺地充宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど管理者の答弁でもございましたが、春と秋の年に2回点検を実施しておりまして、その点検の結果、減水が確認された消火栓につきまして、それぞれ春と秋、補水しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） 春と秋、補給しているということで、それはそれで対応策としてはいいのですけれども、私は破損しているだろう防火水槽の修繕、これはやっぱり水を全部抜いてみないとどういう状況か分からないものだと思うのですけれども、修繕は必要だと思うのですけれども、修繕はどうでしょうか。

○議長（小川洋平） 消防長。

○消防長（寺地充宏） ただいまのご質問についてお答えいたします。

防火水槽の修繕には、議員おっしゃるとおり詳細な破損状況の把握や、その状況に応じた適正な修繕方法の検討が必要であるため、減水の程度に応じまして水槽車によって給水措置を対処しながら、修繕の必要性などについて見極めているところでございます。今後も貯水量の状況を注視しながら、市及び町の担当部署と適正な修繕方法など、その維持管理について協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） 火災が発生したときに水がないということがないように、そこは十分注意していただきながら、防火水槽を全て入替えしなくても、例えば据え置く器具だとか、状況を見ないと分からないところもあるのですけれども、ぜひとも水がないという状況がないようにお願いしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小川洋平） 以上で太田正幸議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午前12時01分 再開

○議長（小川洋平） 休憩を解いて会議を開きます。

日程第6 認定第1号 令和4年度十和田地域広域事務組合一般会計
歳入歳出決算の認定について～日程第24 議案第25号 十和田地
域広域事務組合火葬場の指定管理者の指定について

○議長（小川洋平） 日程第6、認定第1号 令和4年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第24、議案第25号 十和田地域広域事務組合火葬場の指定管理者の指定についてまでの認定8件、報告2件、議案9件を一括上程

いたします。

この際、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（小山田 久） 令和５年第２回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案についてその概要をご説明申し上げます。

認定第１号の令和４年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額７，５４４万４，０００円に対し、歳入決算額７，５５２万８，１７８円、歳出決算額６，８１９万７，６９５円で、歳入歳出差引額の７３３万４８３円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第２号の令和４年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額１６億４，２４５万５，０００円に対し、歳入決算額１６億４，３２２万３，２６１円、歳出決算額１６億９８７万３，２４６円で、歳入歳出差引額の３，３３５万１５円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第３号の令和４年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出の予算現額６億１３５万円に対し、歳入決算額５億９，６１５万７，６９６円、歳出決算額５億８，０７９万５，０９３円で、歳入歳出差引額の１，５３６万２，６０３円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第４号の令和４年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額１１億３，０４２万４，０００円に対し、歳入決算額１１億５，９０７万４，２８０円、歳出決算額１１億２２１万６，７６６円で、歳入歳出差引額の５，６８５万７，５１４円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第５号の令和４年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額５，７３９万４，０００円に対し、歳入決算額５，７１５万８，２７６円、歳出決算額５，２４８万６，１２１円で、歳入歳出差引額の４６７万２，１５５円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第６号の令和４年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額５，６６０万４，０００円に対し、歳入決算額５，８１２万８，３５２円、歳出決算額５，５８２万７，７０４円で、歳入歳出差引額の２３０万６４８円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第７号の令和４年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額１億６０７万２，０００円に対し、歳入決算額１億６１２万６，６４６円、歳出決算額９，８０７万８，８８３円で、歳入歳出差引額８０４万７，７６３円は翌年度へ繰り越すことになりました。

認定第８号の令和４年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。歳入歳出予算現額７，５４３万５，０００円に対し、歳入決算額７，５４３万５，１４４円、歳出決算額６，８５４万２，７３９円で、歳入歳出差引額の６８９万２，４０５円は翌年度へ繰り越すことになりました。

報告第２号の令和５年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算第１号の専決処分は、十和田ごみ焼却施設の設備の故障に伴い、可燃ごみの処理を外部に委託する経費として補正する必要が生じ、この補正に急を要したため専決処分したものであります。

報告第3号の令和5年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算第1号の専決処分は、電話設備の故障に伴い、機器の交換に要する経費として補正する必要が生じ、この補正に急を要したため専決処分したものであります。

議案第17号から議案第23号までの令和5年度十和田地域広域事務組合各会計補正予算については、令和4年度の決算に伴う繰越金を計上し、基金の積立て及び市町村負担金等を減額したほか、所要額を計上したものであります。

議案第17号の令和5年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算第2号について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ36万7,000円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は7,766万4,000円となりました。歳出の主なものについては、OA機器の老朽化に伴う備品購入費の補正であります。

議案第18号の令和5年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算第2号について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ402万5,000円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は17億2,067万9,000円となりました。歳出の主なものについては、基金の積立てを追加したものであります。

議案第19号の令和5年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算第2号について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ585万4,000円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は6億1,880万円となりました。歳出の主なものについては、基金の積立てを追加したものであります。

議案第20号の令和5年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計補正予算第1号について申し上げます。今回の補正は、歳入の組替えをいたしました。

議案第21号の令和5年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算第1号について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ472万8,000円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は6,428万8,000円となりました。歳出の主なものについては、エネルギー価格の高騰に伴い、需用費を補正いたしました。

議案第22号の令和5年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算第1号及び議案第23号の令和5年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算第1号については、歳入の組替えをいたしました。

議案第24号の十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備に関する基準等を改定するためのものであります。

議案第25号の十和田地域広域事務組合火葬場の指定管理者の指定については、十和田地域広域事務組合火葬場の指定管理者として、株式会社協同サービスを引き続き指定するためのものであります。

以上、本議会に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましてはその都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小川洋平） 次に、認定第1号から認定第8号までの令和4年度各会計歳入歳出決算について、監査委員より決算審査の意見を求めます。

久保監査委員。

○監査委員（久保光造） 令和４年度広域事務組合決算審査意見。

認定第１号から認定第８号までの令和４年度十和田地域広域事務組合の一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見をご報告申し上げます。

審査の対象は、令和４年度十和田地域広域事務組合の一般会計、消防特別会計、学校給食特別会計、清掃特別会計、衛生特別会計、火葬特別会計、十和田市消防団事務受託事業特別会計及び消防通信指令事務協議会特別会計の８会計でございます。

審査の期間は、令和５年８月１６日から令和５年１０月１１日までであり、審査に当たっては各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に主眼を置き、実施いたしました。

その結果、審査に付された決算書等は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

その概要及び意見については、次のとおりでございます。決算審査意見書の３ページをお開きください。令和４年度一般会計の決算額は、歳入が７，５５２万８，１７８円、歳出が６，８１９万７，６９５円で、前年度に比べて歳入は５．４％、歳出は３．５％とそれぞれ増加しており、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の７３３万４８３円となっております。

また、特別会計の決算額は、消防特別会計、学校給食特別会計、清掃特別会計、衛生特別会計、火葬特別会計、十和田市消防団事務受託事業特別会計及び消防通信指令事務協議会特別会計７会計の合計で、歳入が３６億９，５３０万３，６５５円、歳出が３５億６，７８２万５５２円で、前年度に比べて歳入は２．７％、歳出は１．１％とそれぞれ減少しており、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の１億２，７４８万３，１０３円となっております。

なお、当年度末における基金の現在高は、消防施設整備基金が４，１９５万２，７５１円、学校給食センター厨房設備整備基金が１，０６９万４，７４３円、清掃事務財政調整基金が４，７５２万７，３１４円となっており、前年度末に比べて合計額で３，７４３万８，９０８円の増となっております。

また、地方債の当年度末における現在高は、消防特別会計、衛生特別会計の２会計で合わせて２３億５，２９２万６８４円となっており、前年度末に比べて１億３，４９９万７，４７８円の減となっております。

令和４年度各会計における総括的な決算状況は以上のとおりであります。歳入の大部分が組織市町村からの負担金であり、また歳出においては限られた予算の中で効率的な執行に努めており、一般会計及び特別会計とも健全に運営されているものと認められました。

当組合が所管する業務は、住民生活に密接に関係しており、事故等により業務の遅滞が発生すれば、その影響は重大なものとなります。このことから、事業の現状を的確に分析し、経費節減及び事務事業の合理化に努めるとともに、長期的視点に立った計画的かつ効率的な事業運営を図り、地域住民の快適で住みよい生活環境の実現に一層努力されるよう望むものであります。

以上、令和４年度十和田地域広域事務組合一般会計、特別会計の決算審査意見をご報告申し上げます。

○議長（小川洋平） 以上で監査委員の決算審査の意見を終わります。

日程第６ 認定第１号 令和４年度十和田地域広域事務組合一般会計
歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） これより議案の審議に入ります。

日程第６、認定第１号 令和４年度十和田地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、認定第１号は認定することに決定いたしました。

日程第７ 認定第２号 令和４年度十和田地域広域事務組合消防特別
会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） 日程第７、認定第２号 令和４年度十和田地域広域事務組合消防特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、認定第２号は認定することに決定いたしました。

日程第 8 認定第 3 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合学校給食
特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） 日程第 8、認定第 3 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、認定第 3 号は認定することに決定いたしました。

日程第 9 認定第 4 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合清掃特別
会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） 日程第 9、認定第 4 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、認定第 4 号は認定することに決定しました。

日程第 10 認定第 5 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合衛生特
別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） 日程第 10、認定第 5 号 令和 4 年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

日程第11 認定第6号 令和4年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） 日程第11、認定第6号 令和4年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

日程第12 認定第7号 令和4年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） 日程第12、認定第7号 令和4年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

日程第13 認定第8号 令和4年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小川洋平） 日程第13、認定第8号 令和4年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本決算は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

日程第14 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（小川洋平） 日程第14、報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

高坂議員。

○3番（高坂 茂） ごみ焼却施設のトラブルということで……

（「立ったほうがいいと思うよ」と呼ぶ者あり）

○3番（高坂 茂） すみません、慣れないもので。ごみ焼却施設のトラブルということで、どこにこの可燃ごみを団体で処分したのか、どういった内容のものか、少しそこら辺教えていただければと思います。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

この専決処分につきましては、ごみ焼却炉の炉から出た煙が煙突のほうに、煙突と、またいろいろな処理装置のほうに引っ張り上げる、誘引するという、換気扇のような大きいファンを回す装置が故障して煙が送り出せなくなったために焼却炉を止めたもので、急いで、ごみ処理で住民サービスを滞らせるわけにはいきませんので、急遽民間の業者に、八戸のほうにございますが、そちらのほうに焼却処分を委託しました。その際、ごみをいつときこちらのほうに仮置きしておく必要、また運搬、焼却、焼却灰等の処理という一連がございましたので、その辺りを全部まとめて委託したものでございます。

以上です。

○議長（小川洋平） 1 番太田議員。

○1 番（太田正幸） 補正内容、5, 600 万円ほど増額ということで、実際の委託料はどのぐらいの委託料になったのでしょうか。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

委託全体では6, 600 万円ほどかかっております。

以上です。

○議長（小川洋平） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

日程第15 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（小川洋平） 日程第15、報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号は承認することに決定いたしました。

日程第16 議案第17号 令和5年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（小川洋平） 日程第16、議案第17号 令和5年度十和田地域広域事務組合一般会計補正予算第2号を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第18号 令和5年度十和田地域広域事務組合消防
特別会計補正予算(第2号)

○議長(小川洋平) 日程第17、議案第18号 令和5年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算第2号を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第19号 令和5年度十和田地域広域事務組合学校
給食特別会計補正予算(第2号)

○議長(小川洋平) 日程第18、議案第19号 令和5年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算第2号を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第20号 令和5年度十和田地域広域事務組合衛生
特別会計補正予算(第1号)

○議長(小川洋平) 日程第19、議案第20号 令和5年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計補正予算第1号を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第21号 令和5年度十和田地域広域事務組合火葬
特別会計補正予算(第1号)

○議長(小川洋平) 日程第20、議案第21号 令和5年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計補正予算第1号を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 議案第 2 2 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（小川洋平） 日程第 2 1、議案第 2 2 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 2 3 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（小川洋平） 日程第 2 2、議案第 2 3 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 議案第 2 4 号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小川洋平） 日程第 2 3、議案第 2 4 号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第25号 十和田地域広域事務組合火葬場の指定管理者の指定について

○議長(小川洋平) 日程第24、議案第25号 十和田地域広域事務組合火葬場の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長(小川洋平) 以上をもちまして本定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和5年第2回十和田地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。ご苦労さまでございました。

午後12時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

十和田地域広域事務組合議会議長 小 川 洋 平

同 議 員 氣 田 量 子

同 議 員 江 渡 信 貴